

産業文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

産業文化センター条例の一部を改正する条例

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分				普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共 進会、品評会、興行 その他の催しに使用 する場合	土曜日及 び休日	1階及び2階 を使用	円 293,100	円 318,400	円 399,400	円 531,000	円 717,800	円 930,400	1 付加利用料金 入場料を徴収する場合は 、1日までごとに1日の最 高入場料（アリーナ、附属 展示場又は屋外展示場ごと に入場料を徴収する場合は 、それぞれの施設ごとの最 高入場料）の70人分に相当 する額 2 電気料 機械若しくは器具を設置 して電気を使用する場合又 は冷房若しくは暖房を使用 する場合においては、実費 を基準として知事が定める 額 3 暖房料
			1階のみ使用	240,500	261,000	327,500	435,400	588,500	762,900	
		その他の 日	1階及び2階 を使用	243,700	265,300	342,200	441,600	607,500	783,800	
			1階のみ使用	200,000	217,700	280,700	362,300	498,400	643,000	
	アマチュアスポーツ 、サークル活動又は レクリエーションに 使用する場合	土曜日及び休日		83,400	91,100	113,800	151,800	204,900	265,600	
		その他の日		69,500	75,900	94,800	126,300	170,700	221,100	
附属展示場		土曜日及び休日		54,800	61,200	76,100	102,300	137,300	178,400	
		その他の日		46,100	51,100	63,700	84,700	114,800	148,400	
屋外展 示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（1ヘ クタールまでごとに）		49,900	53,600	67,400	89,600	121,000	157,000	
		その他の日（1ヘクタ ールまでごとに）		41,100	44,900	56,100	74,700	101,000	130,800	
	第2屋外展示場		土曜日及び休日（1ヘ		41,100	44,900	56,100	74,700	101,000	130,800

	クータルまでごとに)							暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額
	その他の日（1ヘクータルまでごとに)	34,900	37,500	47,400	62,300	84,900	109,700	

改正前								改正後							
別表第3（第6条関係） 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）の利用料金の上限額								別表第3（第6条関係） 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）の利用料金の上限額							
区 分	普通利用料金の上限額						特別利 用料金 の上限 額	区 分	普通利用料金の上限額						特別利 用料金 の上限 額
	9時か ら13時 まで	13時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	9時か ら17時 まで	13時か ら21時 まで	9時か ら21時 まで			9時か ら13時 まで	13時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	9時か ら17時 まで	13時か ら21時 まで	9時か ら21時 まで	
主催者事務室	円 <u>1,100</u>	円 <u>1,220</u>	円 <u>1,590</u>	円 <u>2,070</u>	円 <u>2,820</u>	円 <u>3,670</u>	[略]	主催者事務室	円 <u>1,120</u>	円 <u>1,240</u>	円 <u>1,620</u>	円 <u>2,110</u>	円 <u>2,860</u>	円 <u>3,730</u>	[略]
第1主催者控 室	<u>1,100</u>	<u>1,220</u>	<u>1,590</u>	<u>2,070</u>	<u>2,820</u>	<u>3,670</u>		第1主催者控 室	<u>1,120</u>	<u>1,240</u>	<u>1,620</u>	<u>2,110</u>	<u>2,860</u>	<u>3,730</u>	
第2主催者控 室	<u>1,100</u>	<u>1,220</u>	<u>1,590</u>	<u>2,070</u>	<u>2,820</u>	<u>3,670</u>		第2主催者控 室	<u>1,120</u>	<u>1,240</u>	<u>1,620</u>	<u>2,110</u>	<u>2,860</u>	<u>3,730</u>	
第3主催者控 室	<u>3,420</u>	<u>3,670</u>	<u>4,650</u>	<u>6,250</u>	<u>8,320</u>	<u>10,900</u>		第3主催者控 室	<u>3,480</u>	<u>3,740</u>	<u>4,740</u>	<u>6,370</u>	<u>8,480</u>	<u>11,110</u>	
第4主催者控 室	<u>370</u>	<u>470</u>	<u>620</u>	<u>730</u>	<u>1,100</u>	<u>1,350</u>		第4主催者控 室	<u>380</u>	<u>480</u>	<u>630</u>	<u>740</u>	<u>1,110</u>	<u>1,370</u>	
第1ロッカー 室	<u>1,100</u>	<u>1,220</u>	<u>1,470</u>	<u>1,950</u>	<u>2,690</u>	<u>3,420</u>		第1ロッカー 室	<u>1,120</u>	<u>1,240</u>	<u>1,500</u>	<u>1,990</u>	<u>2,740</u>	<u>3,490</u>	
第2ロッカー 室	<u>1,100</u>	<u>1,220</u>	<u>1,470</u>	<u>1,950</u>	<u>2,690</u>	<u>3,420</u>		第2ロッカー 室	<u>1,120</u>	<u>1,240</u>	<u>1,500</u>	<u>1,990</u>	<u>2,740</u>	<u>3,490</u>	
第1シャワー	<u>470</u>	<u>470</u>	<u>620</u>	<u>840</u>	<u>1,100</u>	<u>1,470</u>		第1シャワー	<u>480</u>	<u>480</u>	<u>630</u>	<u>850</u>	<u>1,110</u>	<u>1,480</u>	

室													
第2シャワー室	<u>470</u>	<u>470</u>	<u>620</u>	<u>840</u>	<u>1,100</u>	<u>1,470</u>							
特別室	1時間までごとに <u>2,430円</u>												
[略]													

室													
第2シャワー室	<u>480</u>	<u>480</u>	<u>630</u>	<u>850</u>	<u>1,110</u>	<u>1,480</u>							
特別室	1時間までごとに <u>2,480円</u>												
[略]													

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第4中表の部分を次のように改める。

区 分		普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
催事場	A会議室	円 7,610	円 8,360	円 10,350	円 13,840	円 18,710	円 24,190	電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第3会議室、第4会議室及び第5会議室に限る。）又はエアコンディショナーを使用する場合（A会議室及びB会議室に限る。）においては、実費を基準として知事が定める額
	B会議室	4,620	5,000	6,240	8,360	11,240	14,600	
	C会議室	1,020	1,020	1,380	1,740	2,400	3,120	
会議場	特別会議室	37,290	40,680	50,840	67,790	91,520	118,630	
	第1会議室	6,260	6,840	8,530	11,390	15,370	19,920	
	第2会議室	8,360	9,120	11,400	15,200	20,520	26,600	
	第3会議室	15,680	17,070	21,370	28,490	38,440	49,860	
	第4会議室	31,320	34,180	42,750	56,980	76,930	99,730	
	第5会議室	15,680	17,070	21,370	28,490	38,440	49,860	
	第6会議室	8,360	9,120	11,400	15,200	20,520	26,600	
	第7会議室	9,400	10,260	12,810	17,070	23,070	29,880	
	第8会議室	16,720	18,230	22,790	30,390	41,020	53,180	
	第9会議室	31,320	34,180	42,750	56,980	76,930	99,730	
第10会議室	18,790	20,500	25,640	34,180	46,140	59,820		
	特別室	1時間までごとに2,480円						

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。